

# 令和5年度 帯広市職員採用試験（後期日程） 試験案内

【申込み受付期間】 令和5年7月28日（金）～8月16日（水）

- ◆ 試験の申込みは**電子申請**で行っていただきます。
- ◆ 受験に関する案内・変更などについて、メールでご連絡する場面が多いため、必ず**常時確認できるメールアドレスを登録**してください。
- ◆ 令和5年度（前期日程）を受験した方は、後期日程を受験できませんので、ご注意ください。

## 【試験日】

試験	試験区分	高校卒区分以外	高校卒区分
	第一次試験	テストセンター方式	9月1日（金）～9月19日（火）
ペーパーテスト方式		9月2日（土）	
第二次試験 （高校卒区分は最終試験）		10月6日（金）～10月7日（土）	10月8日（日）
第三次試験		11月4日（土）～11月5日（日）	—



帯広市職員採用試験については、  
こちらからお申込みいただけます。



帯広市職員募集パンフレットは  
こちらからご覧いただけます。



申込手続きの流れ、試験や採用に関するQ & Aなど、受験申込に係る細かい情報は別冊「申込要領」に掲載しております。  
市ホームページで公開しておりますので、お申込前に必ずご確認ください。

## 帯広市が求める職員像について

- 【十勝・帯広への深い関心】十勝・帯広に関係する幅広い事柄に対し、深い関心を持つ。
- 【法令の遵守】公私問わず法令を遵守した上で、法令の目的を理解し正しく執行する。
- 【コスト意識】物事の本質を捉え、何をやめ・何をやるかを常に考えて、最も効率的かつ効果的な手法を選択する。
- 【傾聴と対話】自らと異なる意見に対しても真摯に傾聴し、互いの違いを尊重しながら対話する。
- 【チームワーク】自らの職務を遂行することはもとより、業務分担を越えて他者の仕事を支援する。

（『帯広市人材育成基本方針』より）

- ◎ 帯広市の採用試験は、法律等の専門的な知識を問いませんので、公務員試験用の対策をしていない方を含め、**多くの方が受験しやすい試験**となっています。
- ◎ 事務区分において、修学時における学部や学科、専攻課程、及び在職時における職務内容等は特段問いません。どなたでも受験資格さえ満たしていれば、帯広市の採用試験にチャレンジいただけます。

# 1. 試験区分、採用予定数及び受験資格（令和6年4月1日採用予定）

試験区分		採用予定数	受験資格	
総合職	事務	①～⑤ あわせて 10名程度	平成6年4月2日 以降に生まれた人	①大学卒 学校教育法に基づく大学を卒業した人または令和6年3月までに卒業見込の人（これらと同等と認める資格「学力」を有する人も含む） ※試験区分⑤に該当する人は除く
				②短大卒 次の1または2のいずれかを満たす人 1. 学校教育法に基づく短期大学・高等専門学校・修業年数2年以上の専門学校（専修学校専門課程）を卒業した人または令和6年3月までに卒業見込の人（これらと同等と認める資格「学力」を有する人も含む） 2. 学校教育法に基づく大学の中退者で2年以上在学して卒業単位を62単位以上修得した人 ※試験区分①・⑤に該当する人は除く
				③高校卒 学校教育法に基づく高等学校・中等教育学校を卒業した人または令和6年3月までに卒業見込の人（これらと同等と認める資格「学力」を有する人も含む） ※試験区分①・②・⑤に該当する人は除く
		④障害者	昭和53年4月2日 以降に生まれた人	次の1及び2のいずれも満たす人 1. 令和5年8月16日時点で下記の手帳等の交付を受けている人 【身体障害者】 ・身体障害者手帳（1級～6級） 【知的障害者】 ・療育手帳 ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医による判定書 【精神障害者】 ・精神障害者保健福祉手帳 2. 学校教育法に基づく高等学校・中等教育学校を卒業した人又は令和6年3月までに卒業見込の人（これらと同等と認める資格「学力」を有する人も含む）
				⑤社会人 昭和53年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 次の1及び2のいずれも満たす人 1. 学校教育法に基づく高等学校・中等教育学校以上を卒業した人（これらと同等と認める資格「学力」を有する人も含む） 2. 令和5年8月16日時点で、直近8年中に職務経歴年数※が通算して5年以上ある人
	⑥福祉	⑥、⑦ あわせて 3名程度	平成6年4月2日 以降に生まれた人	次の1及び2のいずれも満たす人 1. 学校教育法に基づく大学を卒業した人又は令和6年3月までに卒業見込の人（これらと同等と認める資格「学力」を有する人も含む） 2. 社会福祉主事任用資格を有する又は令和6年3月までに任用資格を満たす人 ※試験区分⑦に該当する人は除く
	⑦福祉（社会人） 昭和53年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 次の1から3のいずれも満たす人 1. 学校教育法に基づく高等学校・中等教育学校以上を卒業した人（これらと同等と認める資格「学力」を有する人も含む） 2. 社会福祉士資格を有する人 3. 令和5年8月16日時点で、直近8年中に職務経歴年数※が通算して5年以上ある人			

試験区分		採用 予定数	受験資格	
総合職	⑧ICT（社会人）	若干名	昭和53年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人	<p>次の1から4のいずれも満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>学校教育法に基づく高等学校・中等教育学校以上を卒業した人（これらと同等と認める資格「学力」を有する人も含む）</li> <li>令和5年8月16日時点で、情報通信・情報システムに関連した職務経験年数※が直近8年中に通算して5年以上ある人</li> <li>情報システムに関連したプロジェクトに係るマネジメント業務または調整等の経験がある人</li> <li>次のいずれかの試験（同等程度の試験を含む）に合格していること <ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティマネジメント試験</li> <li>基本情報技術者試験</li> <li>応用情報技術者試験</li> <li>ITストラテジスト試験</li> <li>システムアーキテクト試験</li> <li>プロジェクトマネージャ試験</li> <li>ネットワークスペシャリスト試験</li> <li>データベーススペシャリスト試験</li> <li>エンベデッドシステムスペシャリスト試験</li> <li>ITサービスマネージャ試験</li> <li>システム監査技術者試験</li> <li>情報処理安全確保支援士試験</li> </ul> </li> </ol>
	⑨土木	⑨～⑪ あわせて 3名程度	平成6年4月2日以降に生まれた人	<p>次の1又は2のいずれかを満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>学校教育法に基づく大学・短期大学・高等専門学校・修業年数2年以上の専門学校（専修学校専門課程）で土木系学科を卒業した人又は令和6年3月までに卒業見込の人（これらと同等と認める資格「学力」を有する人も含む）</li> <li>上記1の要件のうち、「土木系学科」以外の要件を満たしており、かつ、土木施工管理技士資格を有する人（令和6年3月までに資格取得が見込まれる人を含む）</li> </ol> <p>※試験区分⑩に該当する人は除く</p>
	⑩土木（高校卒）			<p>次の1又は2のいずれかを満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>学校教育法に基づく高等学校・中等教育学校で土木系学科を卒業した人又は令和6年3月までに卒業見込の人（これらと同等と認める資格「学力」を有する人も含む）</li> <li>上記1の要件のうち、「土木系学科」以外の要件を満たしており、かつ、土木施工管理技士資格を有する人（令和6年3月までに資格取得が見込まれる人を含む）</li> </ol> <p>※試験区分⑨・⑪に該当する人は除く</p>
	⑪土木（社会人）		昭和39年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人	<p>次の1及び2のいずれも満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>学校教育法に基づく高等学校・中等教育学校以上を卒業した人（これらと同等と認める資格「学力」を有する人も含む）</li> <li>令和5年8月16日時点で、土木に関連した計画、設計・測量または施工管理等の職務経験年数※が直近8年中に通算して5年以上ある人</li> </ol>

試験区分		採用 予定数	受験資格	
総合職	⑫建築	⑫～⑭ あわせて 3名程度	平成6年4月2日 以降に生まれた人	次の1又は2のいずれかを満たす人 1. 学校教育法に基づく大学・短期大学・高等専門学校・修業年数2年以上の専門学校（専修学校専門課程）で建築系学科を卒業した人又は令和6年3月までに卒業見込の人（これらと同等と認める資格「学力」を有する人も含む） 2. 上記1の要件のうち、「建築系学科」以外の要件を満たしており、かつ、建築士資格を有する人（令和6年3月までに資格取得が見込まれる人を含む） ※試験区分⑭に該当する人は除く
	⑬建築（高校卒）			次の1又は2のいずれかを満たす人 1. 学校教育法に基づく高等学校・中等教育学校で、建築系学科を卒業した人又は令和6年3月までに卒業見込の人（これらと同等と認める資格「学力」を有する人も含む） 2. 上記1の要件のうち、「建築系学科」以外の要件を満たしており、かつ、建築士資格を有する人（令和6年3月までに資格取得が見込まれる人を含む） ※試験区分⑫・⑭に該当する人は除く
	⑭建築（社会人）	若干名	昭和39年4月2日から 平成12年4月1日までに 生まれた人	次の1及び2のいずれも満たす人 1. 学校教育法に基づく高等学校・中等教育学校以上を卒業した人（これらと同等と認める資格「学力」を有する人も含む） 2. 令和5年8月16日時点で、建築に関連した計画、設計または施工管理等の職務経験年数※が直近8年中に通算して5年以上ある人
	⑮学芸員			次の1及び2のいずれも満たす人 1. 学校教育法に基づく大学を卒業した人 2. 大学等でアイヌ文化を含む文化人類学または生物学を専攻し、博物館法に規定する学芸員資格を有する人
	⑯保健師		平成6年4月2日 以降に生まれた人	保健師免許を有する人（令和6年3月までに免許取得が見込まれる人も含む）

#### ※職務経験年数について

- ◆ 会社員・団体職員・自営業者・公務員・派遣職員・契約社員等として週29時間以上の勤務を6月以上継続した期間が該当します。
- ◆ 青年海外協力隊等（青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティア）に6月以上継続して従事していた期間は、当該期間を職務経験年数に算入可能です。
- ◆ 最終合格後、職務経験を確認するため、職歴証明書を提出いただきます。
- ◆ 別冊・申込要領のQ & A もご確認ください。

## 2. 受験できない人

地方公務員法第16条に規定する以下の欠格条項に該当する人は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 帯広市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

なお、日本国籍を有しない人は、採用後において公権力を行使する業務または公の意思形成への参画に携わる職に従事することはできません。また、就職が制限されている在留資格の人は受験できません。

### 3. 職種別の主な職務内容

試験区分（職種）ごとの主な職務内容は下表のとおりです。

（総合職としての採用となりますので、主な職務内容以外の業務にも従事する可能性があります。）

職種		主な職務内容
総合職	事務	市全般に係る施策の企画・調整や予算の編成、農業・商業・産業や文化・スポーツの振興、地域福祉、税、保険、年金や環境、戸籍など、特定の部門に限らず行政の様々な業務に幅広く従事します。
	福祉	主に、障害者福祉、高齢者福祉、生活保護や児童福祉に関する業務など、福祉関係の専門的な業務を中心に従事します。
	ICT	主に、業務システムの運用管理、システム更新に係る調整、デジタル技術を活用した市民サービスの向上や事務効率化の推進など、ICT 関係の専門的な業務を中心に従事します。
	土木	主に、総合的な都市整備や、道路、河川、上下水道、橋梁、公園、農業基盤などの企画計画、設計・施工において、土木関係の専門的技術の業務に従事します。
	建築	主に、公共建築物の調査・設計・監理・検査・審査・維持管理において、建築・建築設備関係の専門的技術の業務に従事します。
	学芸員	主に、百年記念館において、アイヌ文化に関する業務、生物学的知識を活用する業務及び博物館活動全般についての専門的業務に従事します。
	保健師	主に、市庁舎・保健福祉センターなどで、健康づくり支援、子育て・療育支援、高齢者・障害者支援など各種福祉サービスを提供するとともに、市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活をサポートする業務に従事します。

### 4. 試験日時、内容、会場及び合格発表

※試験日時や内容は変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※各試験共通で、帯広市ホームページに合格者の受験番号を公表します。また、合格者にはメール（最終試験のみ文書）でも通知します。

#### （1）第一次試験

※合格発表：9月26日（火）午前11時を予定

受験方法は、「テストセンター方式（パソコン）」と「ペーパーテスト方式（筆記・マークシート）」の2種類から、いずれか一つを選択してください。

##### ● テストセンター方式について

全国の試験会場でパソコンを使い、受験者が希望する会場・日時で受験ができるテスト方式です。

全国に約200会場あり、最寄りの会場を選択し受験していただきます。

※国内主要都市（東京、大阪、名古屋、札幌、福岡、広島、仙台など）を中心に、会場を選択することができます。（道内は札幌市内2会場を予定。他に臨時会場が開設される場合もあります。）

受験当日に会場で本人確認が必要となります。「申込要領」4ページで本人確認書類をご確認ください。

テストセンターの受験案内メールは8月29日（火）に送信を予定しています。8月29日（火）中に届かない場合は、必ず人事課までお問い合わせください。

試験の詳細については、「申込要領」8ページをご確認ください。

● **ペーパーテスト方式について**

- ① 受験票 ペーパーテスト方式で申込みされた方には、後日受験票をメールでお送りします。送信は受付期間終了後、**8月29日(火)**を予定しています。**8月29日(火)**までに受験票が届かない場合は、人事課までお問い合わせください。
- ② 筆記用具 HB以上の鉛筆等、消しゴム

区分	受験方式	試験日時	試験内容・方式	試験会場
全区分共通	テストセンター方式	9月1日(金)から 9月19日(火)まで	総合適性検査 (パソコン上で問題を見ながら回答を入力)	札幌市、東京都など全国約200カ所の会場 ※帯広会場はありません。
	ペーパーテスト方式	9月2日(土) 午前9時～正午 ※詳しい日時・試験会場等については、受験票にて通知します。申込人数によって、午後2時～午後5時の時間帯も追加する場合があります。	総合適性検査 (紙の問題集をみながら回答をマークシートに記入)	帯広市役所本庁舎ほか

**(2) 第二次試験**

※合格発表：10月20日(金) 午前11時を予定

区分	試験日時	試験内容	試験会場
高校卒区分以外	10月6日(金)～7日(土)のうち、いずれか1日 午前9時～午後8時(待ち時間含む40分程度) ※2日間のうち、希望する試験日を申込時に選択してください。なお、希望に沿えない場合もありますので、ご了承ください。詳しい日時等については、第一次試験合格者に別途通知します。	個別面接試験 ※「Zoom」を使用したWeb面接で実施	—
高校卒区分	10月8日(日) 午前9時～午後8時(待ち時間含む3時間程度) ※詳しい日時・試験会場については、第一次試験合格者に別途通知します。 ※ <u>高校卒区分は、第二次試験が最終試験となります。</u>	1. 個別面接試験 2. 集団討論試験	帯広市役所本庁舎

**(3) 第三次試験**

※合格発表：11月14日(火) 午前11時を予定

区分	試験日時	試験内容	試験会場
高校卒区分以外	11月4日(土)～5日(日)のうち、いずれか1日 午前9時～午後8時(待ち時間含む3時間程度) ※詳しい日時・試験会場については、第二次試験合格者に別途通知します。	1. 個別面接試験 2. 集団討論試験	帯広市役所本庁舎

## 5. 給与の概要（令和5年7月1日現在）

※初任給は採用前の職歴等に応じて加算される場合があります。

学歴区分		初任給	その他の手当
総合職	大学卒	185,200 円	期末・勤勉手当（6月、12月）、寒冷地手当（11月～3月）、扶養手当、住居手当、通勤手当などを、それぞれの要件に応じて支給します。
	短大卒	167,100 円	
	高校卒	154,600 円	

※職務経験年数がある場合

年齢	最終学歴	職務経験年数	初任給	年間給料額 （期末・勤勉手当を含む。住居・通勤手当等の諸手当は含まない）
25歳	高校卒	6年	175,300 円	2,883,685 円
30歳	短大卒	9年	211,900 円	3,485,755 円
35歳	大学卒	12年	258,600 円	4,253,970 円

※ 採用時の職務経験に基づく給料月額等を例示しています。具体的な金額については、個々の職務経験年数によって異なります。

※ 金額は、人事院勧告等に基づき、変更となる可能性があります。

## 6. 合格から採用まで

最終合格者は採用候補者名簿に登録され、その順位に従い、原則として令和6年4月1日以降に採用となります。

## 7. 注意点

試験に関してご提出いただく情報や書類等は、お返しできません。

試験のお申込みは、**8月16日（水）17:30**までにデータが受信されたものが受付対象となります。

## 8. 問い合わせ先

### ○帯広市職員採用試験に関すること

帯広市 総務部 組織人事室 人事課 人事・行革係 電話：0155-65-4108

〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地

E-mail（課内共通）：[staff@city.obihiro.hokkaido.jp](mailto:staff@city.obihiro.hokkaido.jp)

E-mail（採用関係）：[saiyou@city.obihiro.hokkaido.jp](mailto:saiyou@city.obihiro.hokkaido.jp)

### ○電子申請サービスの利用方法・操作方法に関すること

北海道電子自治体共同システムヘルプデスクへお問い合わせください。

<https://www.harp.lg.jp/public/inquiry.html>

